

情報システム政府調達に関する提言

平成 19 年 3 月 30 日

社団法人 電子情報技術産業協会
ソリューションサービス事業委員会
IT サービス調達政策タスクフォース

目次

はじめに

1. JEITA の考える行政を支える情報システムと政府調達のあるあり方

1-1.行政を支える情報システムのあるべき姿

1-2.政府の情報システム調達に求められる要件

2.現在の政府調達の課題と当面の対応策

2-1.政府調達の現状

2-2.現状の課題

2-3.当面の課題解決に向けて（政府への提案）

2-4.継続的な政府調達の改善に向けて

3.中長期的な検討課題

終わりに

はじめに

平成 18 年 3 月 1 日に、「情報システムに係る政府調達の基本指針」が、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定で発表された。加えて、平成 19 年第 4 回経財諮問会議において、民間有識者から「内閣 IT 調達本部の創設」が提言された。これらの動きは、政府による 2001 年の e-Japan 戦略策定やその後の業務・システム最適化計画ガイドライン等へと至る IT 施策実行の過程で、公平且つ適切な競争を促進する政府調達改革に関する議論が一層高まってきたことの一つの結果である。また、情報システムに限定することなく、日本の財政健全化と競争力強化を促す行財政改革、あるいは小さな政府を実現し機動的な政府を目指す省庁再編等、現状を改革していこうとする動きは年々力強くなっている。

政府における電子政府の一層の推進やそれに伴う情報システムの政府調達改革に関する議論が高まり、情報システムを改革のツール（道具）として活用できる環境が整備されてきている。このような状況を踏まえ、JEITA としても IT 産業を代表する業界団体として、政府及び関係諸団体に対して的確な提言活動を行うことを目的としてタスクフォースを立ち上げ活動を開始した。

次章以降で、情報システムの政府調達のあるべき姿や他国事例、中長期的展望を検証し、それをもとに政府を始めとする関係諸団体に提言を行うこととしたい。また、こうした活動を通して、政府における IT 利活用に関する良き相談者、パートナーとなることを目指していきたいと考えている。本提言はその継続的な活動の一環である。

1. JEITA の考える行政を支える情報システムと政府調達のあるり方

1-1. 行政を支える情報システムのあるべき姿

所謂、「IT 革命」という言葉に代表されるように、IT は、18 世紀以降の産業革命以来の社会を変革し得る可能性を持つものとして学問的にも実社会においてもその価値を広く認められていることは言うまでもない事実である。IT による社会変革は、Windows によるパソコンの大衆化、インターネットによる国境なき巨大ネットワークの確立、ニューエコノミー勃興やネットベンチャーの成功など枚挙にいとまがない。このような事例に見られるように、IT が実際に社会を変えるインパクトを与えてきたことは、もはや論を待たない。

2000 年以降、各国で取り組みが進んでいる電子政府の本質は、国家としての国際競争力の強化であり、単に行政サービスや業務を効率化することだけではなく、社会システム全体の構造改革を実現し、国全体としての競争力を高めようとする取り組みである。この点から、電子政府の推進に当たっては、単なる業務の電子化やパソコンの導入を IT 化と称するのではなく、BPR (Business Process Reengineering : 業務・運用の見直しと最適化) を伴う改革に積極的に IT を活用することが強く求められている。また、政府は社会基盤の重要な一部であり、それを支える情報システムには、単にコストパフォーマンスが求められるだけでなく、社会インフラとしての高い品質や信頼性が求められる。行政における情報システムには、国民に対する行政サービスを提供するシステムもあれば、行政職員の業務を支援するシステムもあるが、いずれのシステムについても利用者 (国民・行政職員) にとって利便性が高く、安心して使えることが最も重要なポイントである。更に、来るべき電子社会においては、行政における情報システムは、単に行政の中に閉じるだけでなく、民間のシステムとも連携することにより、国全体として豊かな社会を目指していくことに大きく寄与できるようになることが期待される。例えば、中小企業などの民間部門と地方公共団体・政府等とのシームレスで有機的な情報システムの結合が実現することにより、国全体での生産性の向上などの好循環が生まれる。このような、情報システムによる日本社会全体の底上げこそが、企業の競争力強化、住民の利便性向上等を実現し、またイノベーションを促進してわが国の生産性及び国際的競争力を向上させるものとする。

1-2. 政府の情報システム調達に求められる要件

前節で述べたように、政府の情報システムは、社会インフラの一部として重要な役割を担っているが、実際には行政内の様々な要因（縦割りの弊害、予算制度の制約等）により、昨今の速い時代の変化に必ずしも十分に対応しきれていないように感じられる。

政府の情報システム調達の見直しに関しては、技術の進歩や社会の変化に適切に対応できることや、調達の公平性や透明性が確保されていることなどを中心に議論が進められているが、社会インフラである政府の情報システムの位置付けを考えた場合、品質や信頼性・サポート能力等安定したシステム運用性の確保することが最重要事項である。また、調達側と提供側の公平なリスク分担に基づく良好なパートナーシップの実現こそが、調達を含むプロジェクト全体を成功に導く最も重要な要因である。

約 6000 億円の規模を誇る政府の情報システム調達は、国内 IT 産業に大きな影響力を有しており、その見直しについても単に調達の合理性を高めることに止まらず、わが国 IT 産業の国際競争力強化に繋がる最先端技術の積極的な活用や、あらゆる点で、民間取引に対する模範となることを目指すべきであると考える。

次章以降短期的・中長期的な課題とその対応策について提言を行う。

2.現在の政府調達課題と当面の対応策

2-1. 政府調達の現状

情報システムの政府調達は、従来から透明性、公平性の確保による競争環境の整備を目的とした制度的な改善が図られてきた。折しも、現在、政府では「情報システムに係る政府調達の基本指針」(以下、基本指針)を定め、より一層の透明性と公平性を確保し、新規事業者の参入機会を拡大するために分離調達の導入を図ろうとしている。政府では、基本指針に基づく調達の実施に向けて、具体的な実務手引書を作成する事となっているが、新たな調達方式が実際の調達現場において円滑に行われるためには、実務手引書の整備に加えて、現場の課題について十分に洞察することが重要と考える。

すなわち、分離調達の導入により、システム構築の現場では、新たなシステム構築方式の導入による企画段階の重要性や発注者側である各省庁の責任が益々増大するとともに、技術力を有する事業者を適切に選定することも非常に重要となる。分離調達を円滑に実施し、信頼性の高い安定した情報システムを構築するためには、各省庁の調達における現場の課題の解決と、加点方式に移行しているものの依然として価格偏重の傾向にある現状の入札評価方式の見直しが喫緊の課題であると考ええる。

2-2. 現状の課題

(1)企画段階における要件定義等が不十分なまま、設計・開発が行われる。

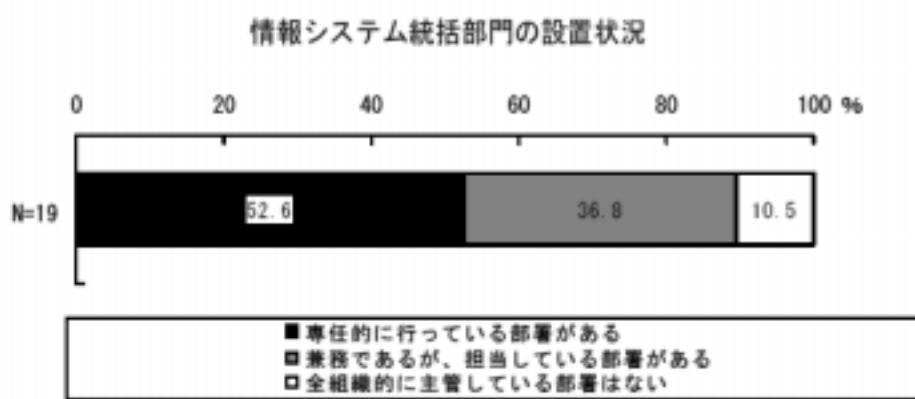
- プロジェクト上流における情報システム化計画の策定や要件定義が不十分であるため、結果として、設計・開発で遅延・手戻りが発生する。 -

国民に対する質の高い行政サービスを提供するためには、政府の情報システムは、安定性・信頼性の確保を最優先事項として対応する必要がある。情報システムの安定性・信頼性の確保を実現するためには、企画段階における情報システム化計画の策定や要件定義の明確化が欠かせない。独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリングセンター (IPA/SEC) が発行している「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻める IT 化の勘どころ～」においても、プロジェクトの成否を左右する重要な要因として、要件定義工程の重要性が謳われている。要件定義は、ユーザの情報システム部門がエンドユーザのニーズを抽出し、効率化・コスト削減などの組織目標を考慮して最終決定すべきものである。しかしながら現在の政府調達においては、要件定義の不十分さとそれに起因する調達仕様の曖昧さが少なからず存在する。要件定義と調達仕様の曖昧さに関する問題と発注者である各府省の IT スキルレベルの問題に関しては、府省関係者の外部講演等での発言で

も度々指摘されている。

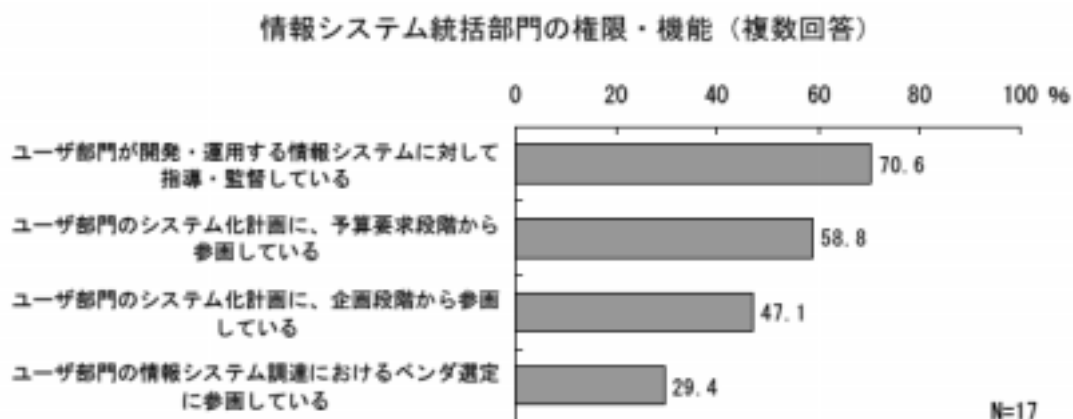
総務省が昨年6月に公表した「平成17年度 電子政府基本調査（国の行政機関）結果報告書」（以下、電子政府基本調査結果報告書）によると、政府の行政機関19府省等（*1）のうち、情報システム統括部門を設置している府省は17府省である。しかしながら、17府省の中で専任部門として情報システム統括部門を設置している府省は10府省に留まっている（図1）。また、17府省の情報システム統括部門のうち、ユーザ部門のシステム化企画に予算要求段階から参画している府省は8府省である。（図2）

（図1）



< 出典：「平成17年度電子政府基本調査（国の行政機関）結果報告書」（総務省行政管理局） >

（図2）



< 出典：「平成17年度電子政府基本調査（国の行政機関）結果報告書」（総務省行政管理局） >

また、同報告書によれば、全て又は一部の情報システムについて情報システム統括部門による設計・開発プロジェクトへの関与が行われている 16 府省のうち、開発スケジュールの遅延等の原因となる発注者側の問題として、「ベンダが要件定義をするために必要となる資料を十分に提供していない又は提供に時間がかかる」、「仕様の変更があった」ことを原因として挙げた府省が 8 府省に上っている。更に「ユーザ側のプロジェクト体制が脆弱である」ことも 7 府省が原因として挙げている。(図 3)

更に、昨年 3 月 31 日に政府の CIO 連絡会議で決定された「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(以下、最適化指針)では、企画段階で作成した要件定義書には、不確実、不足又は過剰な要件が存在する可能性があるため、各府省は、設計・開発工程において、必要に応じて、必要かつ十分な要件定義を確定させ、確定版の仕様書を作成することとなっている。

前述した通り、本来、要件定義は発注者が決定すべき事項である。電子政府基本調査結果報告書における前述の回答は要件定義を設計・開発工程の受託者であるベンダに行わせているという実態を明らかにしているとともに、各府省からの情報の不十分さが開発スケジュールの遅延をもたらしている事実が存在することを明確に示している。更に、最適化指針において、設計・開発工程における要件定義の確定や確定版の仕様書作成を行う事が定められていることが、却って、企画段階におけるこれら成果物の不十分性につながるのではないかと考えられる。

結果として、設計・開発受託事業者であるベンダは、本来、前工程でほぼ終了している筈の要件定義のやり直し等を行うこととなり、大きな負荷が掛かっているのではないか。このような状態が抜本的に改善されない限り、調達単位を如何に細分化したとしても、新規事業者、特に中小事業者にとってのリスクは解消されないとと思われる。

なお、要件定義の不十分性の証左として、会計検査院が昨年 10 月に公表した『会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」』における会計検査院の指摘にも触れておきたい。同報告書によれば、業務・システム最適化計画の初期段階において作成する機能情報関連図(Data Flow Diagram: 以下 DFD)が作成されている 66 の最適化計画に関して、DFD の整合性状況を確認したところ、情報の流れの記載に不整合が生じている箇所が、47 の最適化計画の合計で 831 箇所にも上ることが報告されている。当該報告書においても、このような DFD における情報の流れの不整合が仕様書の作成において情報システムの要件定義を不正確なものとするおそれのあることが指摘されている。

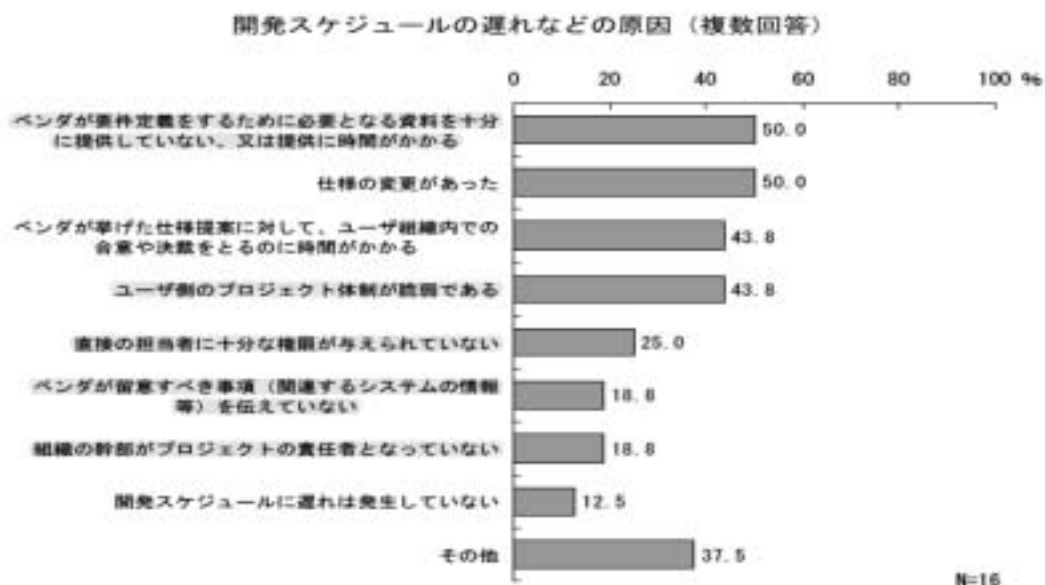
要件定義は発注者が確定すべきものであることは言うまでもないが、発注者である各府省の現状のスキル等を考えた場合、要件定義等作成支援事業者が後工程である設計・開発工程への負荷を十分考慮した上で、例えば、予算に応じた要件の絞込みを助言する等適切な支援業務を行うことが必要であると考えられる。

しかしながら現在の調達手続では、要件定義等作成支援事業者が設計・開発工程に対して関与しなければならない仕組みになっていないため、ともすると後工程への影響に対する認識が足りず、情報システム構築に必要な情報が網羅されていないケースがあると思われる。これも設計・開発工程で手戻りが発生する一つの要因と言える。前述した業務・システム最適化計画における DFD 作成においても、作成支援事業者としてコンサル事業者等の民間事業者が支援業務を行っていた案件が多いと思われる。発注者側のスキルを補うために支援事業者が参加してもなお、このような事象が多く発生するという事態に関して、支援事業者の業務内容を評価する必要性があると思う。

今後、分離方式による調達が行われることを考えた場合、要件定義作成の重要性は従来以上に高まることは明白であり、要件定義等作成支援事業者が果たすべき役割も非常に重要となる点に特に留意する必要がある。

(*1)：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(図3)



< 出典：「平成 17 年度電子政府基本調査（国の行政機関）結果報告書」（総務省行政管理局）>

(2) CIO 補佐官の責任と権限の範囲を明確にする必要がある。

- 受託事業者から見た場合、情報システムの企画～調達～運用における CIO 補佐官の権限と責任が曖昧であり、情報システム統括部門等担当部局との役割分担が不明確である。 -

政府における電子政府の推進、調達プロセス改革に向けた推進体制の強化は、平成 12 年 12 月 1 日の「行政改革大綱」において、原則として各府省の官房長又は局長クラスを情報化推進統括責任者（当時の名称、現在は情報化統括責任者（以下、CIO））として指名することが定められて以降、昨年 8 月 31 日に公表された「電子政府推進計画」に基づく各府省における PMO（プログラム・マネジメント・オフィス）の設置とその強化まで継続して進められて来ている。この間、平成 15 年には、「電子政府構築計画」に基づき、各府省において CIO 及び業務改革関係部門、情報システム統括部門の長に対する支援・助言を行う情報化統括責任者補佐官（以下、CIO 補佐官）が設置され、外部専門家の活用による体制強化も図られている。

なお、CIO 補佐官の府省内における役割は平成 17 年 6 月 29 日の CIO 連絡会議決定を受け、現在、以下の通りに定義されている。

【CIO 補佐官の役割】

- ・ 「電子政府構築計画」に基づく、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画策定に当たって、CIO 及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う。
- ・ 電子計算機、周辺機器及びネットワーク並びにこれらで使用するソフトウェアの運用に係る経常的な経費が 1 億円以上の情報システムに係る予算要求、調達、運用・保守、監査・実績評価に当たって、CIO 及び各所管部門の長に対する支援・助言等を行う。

この定義で明らかなように、CIO 補佐官は支援者・助言者として、CIO 及び情報システム部門等を補佐する役割を与えられている。

CIO 補佐官の活用状況については、平成 16 年 10 月に CIO 補佐官等連絡会議事務局が取りまとめ、CIO 連絡会議に提出されている「情報化統括責任者（CIO）補佐官等活用事例集」が公開されている。この中で紹介されている先進事例の多くにおいて、「CIO 補佐官を担当部局又は外部委託事業者に対する助言若しくは指導を行う担当者として位置付けている」と書かれている。本来、CIO 補佐官は CIO 及び各所管部門の長に対して支援・助言を行う位置付けであり、外部委託事業者（受託事業者）との関係は定義付けられていない。しかしながら、実際の現場では、CIO 補佐官が恐らく情報システム統括部門の支援業務の一環として、直接、受託事業者に対して「指導」を行っている実態がある。これが、受託事業者から見た場合、CIO 補佐官の位置付けを曖昧なものと捉える一つの要因になっている。

また、受託事業者に対して「助言」ではなく、「指導」を行っている場合、指導の結果に対する CIO 補佐官の責任の有無も非常に曖昧であると考える。

CIO 補佐官の積極的な関与を促進するためにも、特に、受託事業者に対する補佐官の役割 / 権限及び責任の明確化を図ることが必要と考える。

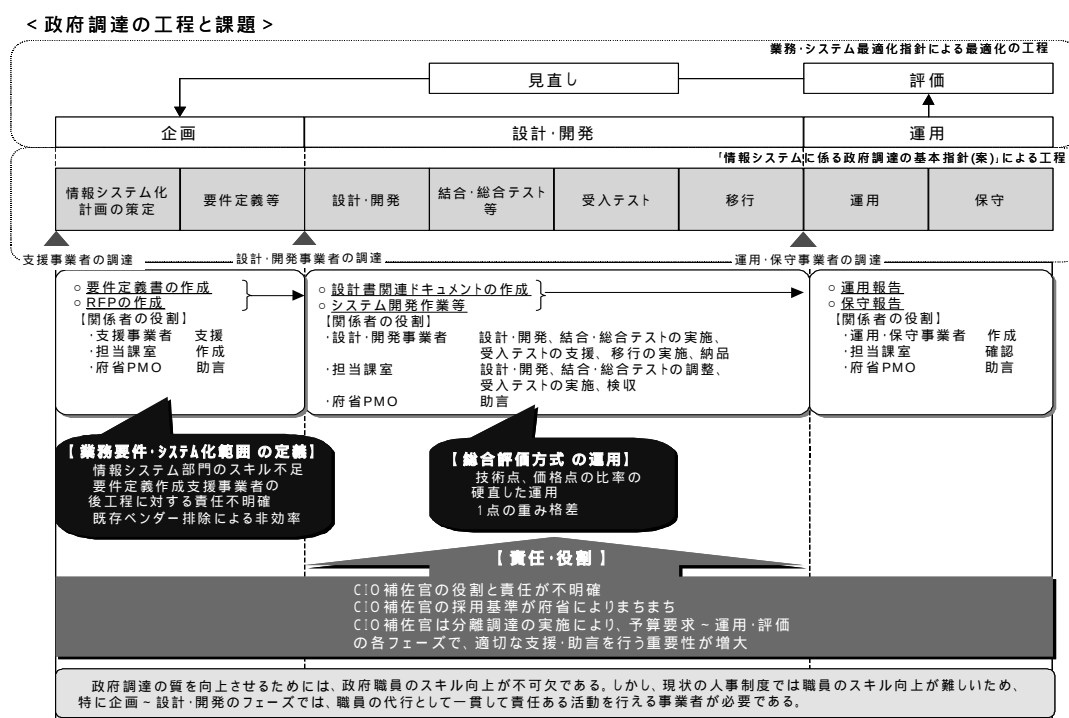
なお、CIO 補佐官の役割 / 権限及び責任の明確化に関連したもう一つの課題は、各府省における CIO 補佐官の契約形態が様々であり、統一性がない点である。公募によって任期付採用や非常勤の国家公務員として採用する府省もあれば、入札により業務委託契約を締結する府省もある。補佐官の権限及び責任を明確に位置付けるためにも採用形態の統一を図ることが必要と考える。

(3)総合評価落札方式の利点が発揮されていない。

- 技術点と価格点の 1 点の重みが公正ではない。 -

平成 14 年 7 月 12 日以降、政府調達における総合評価方式は加点方式となり、技術点と価格点の配分を 1 : 1 で評価するという大幅な改善が図られている。これにより、従来の除算方式と比較して価格ではなく、技術の優位性により、受託事業者を選定できる可能性が高まったことは言うまでもない。しかしながら、現在の加算方式の総合評価落札方式であっても、技術評価は、基本要件を満たしていれば実質的に大きな差がつかないが、一方で、入札価格の評価は「 $\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 」であり、結局、入札価格の価格差が価格点に与える影響は大きいままである。実質的には、技術と価格の 1 点の重み付けに大きな格差があると言える。これにより、調達の現場においては、結果として、価格点の比重が大きいことにより「欲しい提案」を調達できなくなり、新たなリスクを発生させる要因につながっている。

また、今後行われる分離調達においては、情報システムの信頼性・安全性を確保する意味から、従来以上に受託事業者の技術力を適正に評価することが重要である。特に、分離調達が参入機会の拡大を企図している以上、特定の分野の技術力をベースに入札に参加しようとする中小のソフトウェア開発会社にとっては、価格点重視の現在の方式では、参入機会が確保されない恐れがある。このような観点から、従来の技術点と価格点の配分を 1 : 1 で評価する事に拘らず、技術点に対する比重を高める事も検討すべきと考える。



2-3. 当面の課題解決に向けて（政府への提案）

(1)情報システム化の範囲・要件定義の明確化

- 情報システム要員の計画的な採用・育成とコンサル事業者や既存ベンダの有効活用 -

本来発注者が行うべき、要件定義やプロジェクト管理を行えるスキルを持った情報システム要員の採用・内部人材の計画的な育成。

要件定義等作成支援事業者は、情報システム統括部門を支援し、調達の適正化・透明性を実現すべく監査を行うとともに、後工程における一定の役割を担うべき。（例えば、分離調達対象システムにおける工程管理支援事業者としての後工程への参画の義務化等）

また、実際の支援業務の質的向上を図るため、支援事業者の業務を評価する枠組みを設けるべき（例えば、PDCA の観点からの支援業務の事後評価と評価結果のデータベース化）

既存システムを最適化する場合、既存システムのノウハウは既存ベンダにある。要件定義等作成支援事業者による監査を義務付ける等、調達の透明性、公平性に留意しつつ、既存ベンダが持つノウハウを有効活用出来るような方策を検討すべき。

最適化指針を踏まえ、設計・開発工程の受託事業者が要件定義を行うことを前提とした調達の実施を検討すべき（例えば、設計・開発工程の調達仕様書に盛り込む）。

(2)CIO 補佐官の責任・役割の明確化

CIO 補佐官の受託事業者に対する関与の範囲、内容を明確に定義づけるとともに、それに伴う責任範囲、所管担当部局との役割分担の明確化を図るべき。

業務・システム最適化対象システムが今後、本格的に設計・開発工程に入ることを前提として、CIO 補佐官に必要なスキル、経験の明確化と各府省における採用形態の共通化を図るべき

CIO 補佐官は、今後の分離調達の導入も考慮し、システムの信頼性、安全性の確保を最重要課題として予算要求～システムの構築・運用・評価に至る支援を行うべき。

(3)総合評価方式の運用改善

- 技術と価格の公正な評価 -

経済産業省が研究開発・調査・広報事業等に関する業務委託で採用している総合評価落札方式では、技術点と価格点の配分が1:1ではなく、技術に比重を置いた方式になっている。政府調達においても調達内容の特性に応じた柔軟な配分を実施すべき。

基本要件を満たしていれば基礎点が一律に取れるという現状の技術点の方式を価格点にも適用し、技術評価と同様の加点方式を採用するなど、1点の重みを公正に評価すべき。

2-4. 継続的な政府調達の改善に向けて

政府は、業務プロセスの改革による効率化と国民に対する質の高い行政サービスを提供するという観点から政府調達を行うべきである。また、高品質で安定した情報システムが政府調達に関わる全ての関係者にとって応分な責任分担の下、適正なコストで調達されることが重要であると考える。

また、先般の経済財政諮問会議で民間議員から提案された内閣 IT 調達本部の設置に関しても今後、具体的な検討が進められることを期待している。現状の政府調達における様々な制度は基本方針や枠組みを政府全体で決定し、具体的な運用は各府省に任せる形態となっているものが多い。しかしながら、これでは、実際の調達現場での運用において、各府省毎に解釈の違いやスキルの差などからばらつきが出るという弊害もある。受託事業者に対する透明性や公平性を高めるためには、制度の実際の運用が各府省共通に行われることも非常に重要である。例えば、各府省のCIO 補佐官の機能に対する共通的な評価等を内閣 IT 調達本部で行い、期待される効果を測定する等の取組みを期待したい。

また、発注者である各省庁、受注者である事業者の代表ほか CIO 補佐官等、関係者が一同に会する場を設置し、政府調達に関して、継続的に改善点の洗い出しと対応策を検討し、実行していくという PDCA サイクルの確立を提案したい。

JEITA としては、基本指針及び実務手引書に基づく新たな調達方式をより良いものとし、新規事業者の参入機会の拡大を図りつつ、高品質の情報システムを調達していくために引続き調達制度の改善に資する検討を進めて行く予定である。

3. 中長期的な検討課題

現在の情報システムに関する政府調達改革においては、発注者である政府と受注者である民間企業との協調による課題解決の視点が欠かせない。前章では、より即効性ある対応を提言するという観点から短期的課題とそれらを解決する方策を提言した。本章では、その内容を踏まえて、今後将来的に目指すべき理想像について論証し、共通の方向性を打ち出すことを目的とする。その際、欧米等における調達制度についても適宜参照し、わが国の実情を踏まえて取り入れるべき内容を提言に付加する。

中長期的な検討課題として、(1)情報システム調達の専門組織の設立と専門職員の確保、(2)本来、政府が行うべき業務の選定と IT 利活用形態の検討（業務内容のコア・ノンコアの峻別）が挙げられる。更には、わが国特有の事象と考えられる項目として(3)予算制度や契約形態等制度上の課題が存在する。本章では、これらの事項について提言を行う。

(1) 情報システム調達の専門組織の設立と専門職員の確保

専門的なスキルを持った職員/体制・組織とそのノウハウの蓄積が必須であるため、全府省共通の調達専門組織の設立やその組織に所属する IT 専門職の検討を提言する。

たとえば、米国では Office of Management and Budget (以下 OMB)に電子政府担当を設置し、包括的なルールのもとで戦略的な調達を実施している。

(<http://www.whitehouse.gov/omb/procurement/index.html>)

各府省にも専門スキルを持った民間出身者がおり、発注者及び受注者側双方が提案前、提案時、及び成果策定後等「交渉」を行い、両者間で円滑なコミュニケーションを取り、リスクを共有し、認識のズレを防いでいる。さらに、システム・サービスイン時予定予算を消化せずに余剰が出た場合に分け合うというインセンティブ方式や予定通りの成果物策定時に報酬として受注業者に与える契約方式などにより官民双方がメリットを受けている。また、IT 担当官のスキルアップに関しては、Defense Acquisition University (DAU) (<http://www.dau.mil/>) という組織において、IT スキルおよび調達の契約に関する知識、プロジェクトマネジメント等を教えている。米国政府は、調達担当官を重要なプロフェッショナルとして、OMB が深く関与して育成している。

イギリスでは、Office of Government Commerce(以下 OGC) が、IT 調達を含む政府調達関係の一元的な責任組織となる。

(<http://www.ogc.gov.uk/procurement.asp>) IT 調達方針については、OGC 内の Senior IT Forum

(http://www.ogc.gov.uk/procurement_initiatives_senior_it.asp) や、Cabinet Office から出されている。(<http://www.govtalk.gov.uk/policydocs/policydocs.asp>)

- 公的分野への IT 供給者のベストプラクティス
- 受注者と発注者の効果的なパートナーシップ
- 政府の IT を活用した政策の実現可能性のテスト
- 政府調達規範
- バリューフォーマネーの調達のベストプラクティス など

また、IT 担当官については、2005 年の 1 月にブレア首相より、「政府における IT 専門職はかつてないほど重要である。 “ The role of IT professionals in government has never been more important. ” 」という言葉に示されるように、CIO Council (<http://www.cio.gov.uk/itprofession>)において、以下の 6 点を重点にスキル育成に努めている。

- プロフェッショナルコンピテンシーフレームワークの提供
- 同じ分野の IT プロフェッショナルとの省庁を超えたネットワークの構築
- 民間企業の CIO 等との協業
- 政府 IT アカデミーの開設
- 5 万人の IT スタッフとのコミュニケーションの実施
- 情報セキュリティ、情報マネジメント、通信、調達、プロジェクトマネジメントなどのプロフェッショナルとのパートナーシップ強化

(2) 本来、政府が行うべき業務の選定と IT 利活用形態の検討（業務内容のコア・ノンコアの峻別）

情報システムの調達対象を考えた場合、最初に業務内容や業務プロセスを抜本的に見直し、政府が自ら実施すべきコア業務とそれ以外のノン・コア業務の峻別を行うことが肝要である。ノン・コア業務に関してはアウトソーシング等の民間委託・移管を原則的に検討することを前提として、政府におけるコア・コンピタンスへの集中及び小さな政府の実現を推進することが必要である。

米国政府は、Federal Activities Inventory Reform Act, Public Law 105-270. (FAIR Act)により、政府のサービス・活動が、本来的に政府で提供すべきかどうかの判断をすることを求められる。本来的に政府の仕事ではないとなった場合、OMB Circular process called "A-76"により官民の競争にかけられることになる。

イギリスでは、2005 年にキャビネットオフィスに設置された首相のデリバリーユニットの一部にシェアードサービスチームが位置づけられている。すでにいくつかの経費節減や公共サービスの改善などを実現するシェアードサービスの事例がでてきている。（http://www.cio.gov.uk/shared_services/faqs.asp）

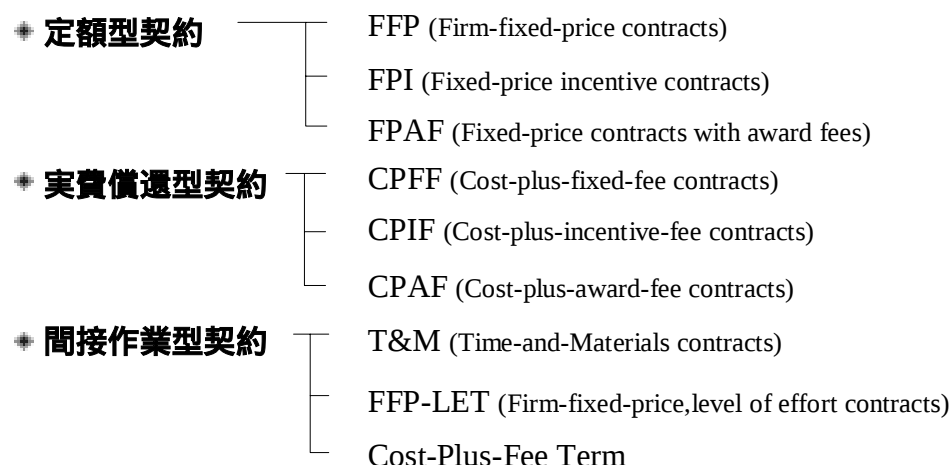
(3) 予算制度や契約形態等制度上の課題

政府が情報システムの調達を実施する上では、対象とする範囲や積算手法等の方

法論など広い視野で更なる検討が必要である。 現在、情報システムと規定している調達対象には電子政府関連業務システムであるが、建設調達の一部として実施されているような IT にも対象を拡大し、社会インフラとして情報システムを捉え、その成長促進を図るべきである。 また、現時点では積算方法として人月積算方式が採用され調達が行われている。本来は成果物としての情報システムの価値や品質の費用となるよう試算するべきであり、構築に掛かる作業員やその工数に拠る算出をすべきではない。技術レベルが低く、時間が掛かるほど費用が掛かるという現状は競争力促進上の障害ともなっている。

たとえば、米国においては、作業に応じて適切な契約形態が選べるようになっており、官民双方にとって最大のパフォーマンスを引き出す試みをおこなっている。

代表的な契約形態一覧



() 組合わせて、使用される場合もある

本章において議論した内容は現行制度の延長線上で実現できる内容では決してなく、政府及び民間業者両者による中長期的且つ本格的な取り組みが求められる問題提起である。しかしながら、情報システムが社会インフラとして国の競争力を左右する主要な要因となりつつあるいま、生産性を向上して、来る少子高齢化社会を乗り越え、財政構造改革を推進し、更にイノベーションによって経済大国としての継続的發展を目指すには、これらの課題を解決することが必要である。

終わりに

情報システムの政府調達におけるパートナーとしての JEITA

本提言では主として、政府調達に焦点を当てている。しかしながら、それに関連する記述においても既に提起しているように解決すべき課題は多くある。それは、官民が共同して取り組むべき息の長い過程であると考えられるが、受注者である情報システム事業者のオピニオンリーダーとして、JEITA は、継続的に提言を行うことを活動計画として策定し、政府のよき相談者、パートナーとなることを願っている。

平成 19 年度以降、専門委員会等の形式にて、重要度の高い課題について整理・議論し、政府に対して提言していくことを検討している。